

会 議 録

1 会議名

令和元年度第1回上越市男女共同参画審議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 正副会長の選任について（公開）
- (2) 平成30年度の取組実績について（公開）
- (3) 令和元年度の実施計画について（公開）
- (4) その他（公開）

3 開催日時

令和元年8月21日（水）午後2時から午後4時まで

4 開催場所

上越文化会館 4階 大会議室

5 傍聴人の数

2人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：大島煦美子、宮下敏恵、中島通子、上野有紀、金子好光、平原香織、
 菘和章、和田健一、横尾ユキエ、須藤和子、川野久盛、石川美恵子
- ・ 事 務 局：自治・市民環境部 影山部長、共生まちづくり課 渡邊課長、
 男女共同参画推進センター 道場センター長、池田主任、久保田職員
- ・ 関 係 課：人事課 水澤副課長、契約検査課 鋤柄副課長、
 人権・同和对策室 太田副室長、市民相談センター 宮崎所長、
 福祉課 福田副課長、高齢者支援課 西山副課長、
 健康づくり推進課 春日上席保健師長、保育課 外立副課長、
 こども課 宮崎課長、すこやかなくらし包括支援センター 柳澤副所長、
 産業政策課 水澤副課長、農政課 栗和田副課長、
 学校教育課 野田副課長、社会教育課 福山副課長、
 スポーツ推進課 石田副課長、農業委員会 栗本事務局長

8 発言の内容

(1) 正副会長の選任について

渡邊課長：当審議会規則第2条により、会長及び副会長は委員の互選により選任することとされています。適任と思われる方がおられましたらご推薦ください。

(事務局の案でお願いしたいとの声あり)

渡邊課長：会長には宮下委員、本日欠席ですが副会長は井部委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(同意の拍手あり)

渡邊課長：当協議会規則第3条により、以後の進行を宮下会長にお願いします。

(2) 平成30年度の取組実績について

会 長：事務局から説明をお願いします。

<参考資料1、資料1、資料1-2に基づき説明>

会 長：事務局から説明のあった件で質問、意見などがありましたらお願いします。

大島委員：到達度の判定は、どのようにして評価したのでしょうか。「事業を行った」という評価ではなく、事業を行ったことで「市民が理解して、どれだけ市民へ浸透したのか」という評価でなければ本当の意味での判定は出てこないのではないのでしょうか。それぞれ一生懸命に取り組んでいることに対しては敬意を表しますが、到達度の評価に関しては疑問があります。

事務局：年度当初に設定した事業の目標に対しての達成状況の評価となっています。市民への浸透といったところでの評価までには至っていません。

大島委員：きめ細やかな行動計画を持って進めるということで第3次基本計画もでき、「市民がどれだけ理解し、浸透しているのか」というところに対する評価指数が「到達度」として出てくる時期になっているのではないかと思います。どのような工夫をしてそこをわかるようにしていくのか、一つ踏み込んだ到達度指標を出していかなくはならない時代に来ているのではないのでしょうか。

石川委員：到達度の目標値が低いのではと思うところが多々目に付きました。例えば資料1-2、1/13ページ、重点目標(1)、施策の方向①の事業内容「男女共同参画に係る図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースの設置」では、取

組実績が「職員図書室に専用のスペースを設け図書・参考資料等を陳列した」とありますが、本を置いただけで到達度Aになっています。また、資料 1-2、2/13 ページ、重点目標 (2)、施策の方向②の事業内容「性別に関係なく消防団員の入団を促進する」でも「啓発チラシを配付した」で到達度Aです。この評価は自己申告・自己評価であると思いますが、このようなものがあちこちで見受けられます。

資料 1-2、4/13 ページ、重点目標 (1)、施策の方向②の事業内容「農業者年金加入の働きかけ」について、以前私は農業委員をしたことがあるので、農業者年金の加入を勧めるのが非常に至難の業であることを知っています。なぜなら、農業をしている人はほとんど国民年金で、それがおそらく月額 3 万 3 千円ほど。そこに農業者年金に加入すると月に一人掛け金 2 万円ほどになります。35 歳以下で様々な要件を満たすと 1 万円の補助が出ますが、それにしても 35 歳以下で女性が加入しようと思っただけの男性が加入しているもので、そうすると総額 5 万円ほどになります。ここまで所得のある農業者はどれだけいるのでしょうか。今までも加入していた人がいたものでそれはそれでよいが、今の農業は頭打ちのような気がします。農業委員会に聞きたいのですが、まだそれだけの余裕がある農家を誘う措置があるのか、ただ自分たちの働き方の不足に対してのC評価なのでしょうか。

農業委員会 栗本事務局長：こちらとしても各農家の懐具合は分からないので、直接の答えになるかどうかは分かりませんが、最近是非常に米価が下がってきているので、昔から比べると農業をしている方の経済的な余裕は少なくなってきたのではと思います。昔から比べると委員の言われる通り、女性が農業者年金に入るとなると、経済的負担が大きくなるのでなかなか入れないというのが実情としてあります。加入が進まない原因は、委員の言われる通り、年金の掛け金が高い、国民年金に入った上でのプラスの掛け金になってしまうので非常に負担が大きくなってしまっているからであると考えられます。家族経営協定を結ぶ方が年間 3~4 件、多い時で 5 件ありますがそういう方に年金加入を進めていますが、経済的余裕がないということで実現には至っていません。

石川委員：続けての質問になりますが、資料 1-2、9/13 ページ、重点目標 (2)、施策

の方向②の取組実績「男性職員の子育て制度に関する各種休暇制度等の案内を所属長から手交してもらう取組」とありますが、所属長から手で案内を渡す程度ではとても育休を取ることなどできないのではないのでしょうか。もっと積極的にするべきで、子育ては男性も女性も本当は等分にしないではいけませんがそうはいかないと思います。男性が取得する育休の期間はそんなに長くないはずで、これくらいは精力的に活動してほしいと思いますが、そのあたりどのように思われているのでしょうか。また、同じページの重点目標(3)、施策の方向①「クオータ制」の取組についてはぜひ続けてほしいです。雇用者男女均等法というものもあり、世の中の男女比と同じようにすべてに女性を出させるという大きな希望があるので、そこに関してはこれだと少し弱いと思うので頑張してほしいです。

人事課 水澤副課長：男性職員の子育て支援への参画に関しては積極的に支援していきたいと思っています。そのひとつの手法として、各種休暇制度等の案内を所属長から対象職員へ手交しています。対象となる職員への周知はもちろんですが、職場として取得できる環境を、いかに整えるかということが、同じくらい重要な取組と考えています。職場である所属の長から対象者へ伝えることで、所属長に対しても、男性の育児休暇等を取りやすい職場環境の調整を促すという意図があります。

大島委員：関連質問になりますが、資料1-2、重点目標(3)、9/13ページ、施策の方向②の取組実績「職員採用説明会において実際の育児休業取得者が直接説明」とありますが、これは上越市役所の中で育児休業を実際に取得した男性職員も説明するのでしょうか。女性職員だけでしょうか。

人事課 水澤副課長：上越市役所では採用試験を6月と9月に実施しています。その募集する時期に合わせて採用説明会を開催していますが、その中でいくつかブースをつくり若手職員や先輩職員と意見交換をする場を設けています。その中の一つのブースは男性職員も含め、育児休暇の取得者を配置し、自身の経験を説明させています。

大島委員：ぜひ女性に特化した話にならないようにしてほしいです。また続いての質問になりますが、先ほどの家族経営協定の話で、これに関して以前「もうすこし家族経営協定もしっかり」という意見を言わせてもらいました。なぜその

意見を言ったかということ、農業従事者の女性が一番の働き手であっても金銭的なものを世帯主である人（親の代）から申し訳なきようにいただく、という話が今の時代でもあるというのをたびたび聞くからです。それから農業従事者の女性がトップリーダーとして働いていても、女性であるがゆえに「主従」の関係で見ると「従」の立場に置かれてしまうということがないように、家庭内を企業として考えたときに男性も女性も同じ条件のもとに働けるように、休暇が取れるように、また家族協定の中に給料制などを導入したほうが、正々堂々と賃金をいただけるのではないのでしょうか。女性の自立のために家族協定が有効活用されることを願って以前にも意見を申し上げました。このように計画に載っているのは良かったと思いますが、説明に行く市の職員や農業委員会の方がそこまで突っ込んで、「家族協定の中身を充実させるべき。男性も女性もなく一体で農業の仕事に関われるようにするための協定にしよう。」という視点を持って、家族協定の仕事をしているのでしょうか。ただ単に制度があるから入れ、ということではなく、なぜ男女の審議会でここまで審議するかということ、まさしく女性の進歩のためのひとつのツールとして、農業で働く女性のために家族協定が生かされればよいと思って発言したと思うのですが。職員はそこまで思いはあって説明しているのでしょうか。

農業委員会 栗本事務局長：今の話の訂正をさせて下さい。女性の地位向上だけでなく、例えば親がいて息子がいる場合は、息子の働くモチベーションを高める、という意味でもこの家族協定があります。その中の一環として女性が働きやすい環境を整備しよう、という意味で家族協定があるのですが、先ほど話をされたように、直接職員が各家庭へ働きかけをするということではなく、委員が72名いて、その人たちが担当地区へ行き働きかけをしています。その際に大島委員が言っているような説明をするように指導をしています。ただ、その場に職員は付き添っていないので、細かくは分かりませんが「趣旨として説明してください」ということは指導しています。

大島委員：更に意識が深まるようにしてほしいと思います。また、資料1-2、重点目標(3)、9/13 ページ施策の方向②「女性職員の積極的な登用」のところに、自治大学校への派遣や3人1チーム派遣・女性割合33.3%とありますが、

男性といきなり五分五分にするのは難しいと思うので、少しでも女性割合を増やすようにしてほしいです。意欲的な格差是正の動きをしないと今までどおり男性が優位になってしまいます。99年にできた男女共同参画社会基本法には、他の法律にはない「積極的に格差是正をしても良い」という項目があります。それは様々な項目の中で男女どちらかがあまりにも偏りすぎている場合、積極的にポジティブアクションをしてほしいとわざわざ法律で定められています。上越市が女性の派遣を進めているのは大変評価しますが、「女性割合 33.3%」という数字がなかなか上がらないというところへの配慮がほしいです。また意識付けをするとともに可視化できるもの、目で見て周りの人が理解できるような社会状況を作っていくことも男女共同参画社会を作る大事な事でしょう。例えば女性の部長を増やすとか、意思決定の場に女性が参画するなどです。職員を採用する際に男女分け隔てなく、というのは大事ですがその後の研修など職員を育てる場において、男性ばかりにならないようにしてほしいと思います。

人事課 水澤副課長：自治大学校への派遣研修については、現在は自治大学校ではなく別の研修機関に職員を派遣しています。昨年度、大島委員よりご意見を頂き、また人材育成の観点で総合的に検討した結果、今年度の派遣についてはリーダーを女性とし、その他男性女性1名ずつとし、計3人のうち2名を女性としました。また、可視化に関しては、当市では、次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進法に基づき、特定事業主行動計画を定めています。そこでは毎年度実施状況を公表することとし、女性職員の登用状況についてもホームページに掲載しています。参考まで、お知らせすると、令和元年度は部長級21名のうち女性3名(14.3%)、課長級が100名のうち13人(13%)となっております。また、女性が占める割合は年々増加しております。

上野委員：資料1-2、重点目標(3)、9/13ページ施策の方向①の事業内容「ファミリーヘルプ保育園での一時預かり」に関して、これは市主催の会議等に参加する委員で子育てをしている人がいる場合、経費負担はないという制度なのでしょうか。

保育課 外立副課長：預かる時間が短いのは、経費負担なしになっています。また、市主催の会議等では、保育室を設けている場合があるので、子どもを持ってい

る方が利用できるようにしています。

《上記の回答について、後日 保育課から訂正あり》

「経費負担なし」とお答えしたのは誤りで、市主催の会議等に参加する委員がファミリーヘルプ保育園を利用する場合であっても無料にはなりません。当事業は、子育て世代の委員が会議等に参加しやすくするために、ファミリーヘルプ保育園を周知するものです。

上野委員：同じ項目で「市主催の会議等に参加する委員に対し制度の周知を努め」とありますがどのように周知しているのでしょうか。

保育課 外立副課長：行事があるたびにチラシや照会文書の中に「子育て中の方を応援しています。保育室あります。」というような文章を載せて周知しています。

上野委員：それに関しての利用実績はどれくらいでしょうか。

保育課 外立副課長：今、手持ちとして数値的なものは持っていませんが、主催するたびに数人の利用があります。利用があるということは周知ができていると考えています。

上野委員：続けての意見になりますが、同じページの重点目標(3)、施策の方向①各審議会等への女性登用率に関する評価がCなのが非常に気になります。大島委員の指摘にも繋がるかもしれませんが、全庁での取り組みとして「各課に呼びかける」とあるが、それはどの部署が呼びかけているのですか。

事務局：男女共同参画推進センターで呼びかけています。

上野委員：そうすると目標にある「登用率を向上させる」という部分で、他の評価指標に合わせると、「働きかけをした」というのであれば評価Aになるのではないのでしょうか。また「向上させる」という目標に対しては微増なので評価Bになるのでは。第3次計画に照らし合わせると50%に到底届かないので評価Cである、ということなのではないのでしょうか。他の課との評価の基準がわかりにくいです。その判断基準というものは各課に任されているのですか。このあたりの事が、目標値が低いことなどにもつながるのではないのでしょうか。

事務局：各課の審議会や委員の男女比、女性登用率が数字で出ているので、それを全体の割合として集計した数字が29.0%でした。令和4年度までの計画で定めている目標の50%に満たなかったので評価をCとしています。

上野委員：聴き方が悪かったでしょうか。判断基準は各課に任されているのかということについて、審議会に関してだけでなく「取組を行えばA評価なのか」もしくは「目標を達成すればいいのか」もしくは「令和4年度の目標に照らし合わせた評価なのか」それが各課バラバラである気がします。そのあたりの判断基準は各課にまかせているのか、それとも調整会議のようなものを開いて「このような基準で」というような話をしているのでしょうか。今の評価基準で行くとA～Cどの評価にもなり得ます。事業を行っているからA評価というところもあれば、事業目標を立ててそれを達成したからA評価のところもあれば、両方達成しているが目標に到底及ばないからC評価をしているところもあります。評価の到達度が分かりにくいと思います。取り組んでいれば数字が上がらなくても、毎年計画したことは行っているのだからいい、ということではないと思います。きちんと見えていくことが大事だと思う。

事務局：到達度は各課の判断に委ねています。評価方法、到達度の評価方法は今後検討していきたいと思います。

石川委員：私の所属する「上越市の男女共同参画を推進する会」では、毎年この評価を見せてもらっているが、特に毎年変わったところは見受けられません。自分で目標を立ててそれが達成できれば、例えそれがチラシを撒いただけでもA評価になる。先ほど農業委員会の話をしましたが、そこに関して言えば戸別訪問の数を決めてそれを実施していけば必ずA評価をもらえると思います。一生懸命なものほどC評価で、ホームページに載せたとか、資料を展示したというものほどA評価で毎年不思議に思います。どなたか第三者が評価するようなシステムはつけることができないのでしょうか。

事務局：これまで各課で目標を設定し評価をしてもらっていたので、各課で行っている事業について男女センターから評価や指導は難しい面もあるが、到達度の判断については再考したいと思います。

大島委員：到達度という言葉がよくないのではないのでしょうか。到達度という言葉の意味するところが危ういと思います。普通「到達度」というと合格ラインがあってそこを乗り越えたので、どれくらい到達したか、という話だと思いますが、全体的にみると頑張っているのは分かるのですが、数値目標が決められ

ない。「事業実施完成度」などの言葉に変えてみたらいかがでしょうか。

菘和委員：今ほど様々な話を聞いて感じたのですが、言葉は悪いが市の担当課に対して「何かないか」と探して評価しているように見えます。評価基準の話がありましたが、確かに評価基準が全くないのに到達度をつけるのが大間違いです。数値目標が立てられるものと立てられないものとあるので、そのへんを男女センターできちんと精査して統一した考え方を持つべきです。各課から提出されたものをそのまま資料に載せて、到達度の基準など曖昧なまま、例えば「周知する」という目標に対して周知したらA評価です、ということは、本当にそれでいいのでしょうか。内容を精査したほうがいいです。

事務局：集計の仕方について精査したいと思います。

大島委員：資料 1-2、13/13 ページ、重点目標 (1)、施策の方向②、「被害者への安全確保のための情報提供」の市民相談センターのところ、一般相談は一般市民の相談員が相談を受けているのですか。

市民相談センター 宮崎所長：市民相談センターには市の担当者(相談員)が一人いて、必要があれば弁護士相談や司法書士相談につないでいます。相談員は再任用された市職員です。

大島委員：男女センターの相談員はジェンダーの意識を持っていて、性別の役割分担意識ではなくその人の個性を認めながら相談を受けているが、それは今非常に大切な視点であります。男女センターの相談員は研修を受けているが、市民相談センターの人はそのような視点の研修は受けているのでしょうか。

市民相談センター 宮崎所長：特に研修は受けていませんが、当センターは市民相談センターと消費生活センターを併設していて、消費生活の方は相談員が研修を受講しています。

大島委員：相談を受ける人は意識の中にジェンダー視点を持っている人がいいと思います。男女センターの研修会に一緒に行くとか、今の時代はこのような視点が必要なのだな、という気づきが必要だと思います。

石川委員：資料 1-2、一番最後の女性委員が不在、という表に関して、地域協議会をクオータ制にすることは出来ないのでしょうか。

渡邊課長：担当課が自治・地域振興課ですが、本日は不在です。地域協議会は、公募公選性ということなので難しいと思いますが、担当課に確認して後日回答さ

せていただきます。

<自治・地域振興課からの回答>

地域協議会につきましては、市男女共同参画基本条例によりクオータ制の適用があり、委員の構成が男女同数となるよう配慮することが求められています。一方、地域協議会の委員選任につきましては、当市における自治の最高規範と位置付けている市自治基本条例により公募公選制で実施することとし、委員を選任しております。なお、委員数に占める女性の比率が低いことから、今後の委員改選に当たっては、女性から多くの応募が行われるよう、引き続き公募の周知に取り組んでまいります。

(3) 令和元年度の実施計画について

会 長：事務局から説明をお願いします。

<資料2、資料2-2に基づき説明>

会 長：事務局から説明のあった件で質問、意見などがありましたらお願いします。

石川委員：資料2-2、9/11 ページ、重点目標(2)、施策の方向②「男女双方の視点に配慮した避難所の運営」の部分ですが、目標や取組内容のところに間仕切りや両配慮者物資を継続するとあるが、それは当たり前ですが是非一番力を入れてほしいのが、「職員配置バランス、相談体制の整備、避難所管理組織に対する男女共同参画の配慮、男女のニーズに違い、男女双方法の視点に立って避難所運営」であります。大きな災害の時の避難所となると慌てると思うので、体制を整備していただきたいです。今どれくらいのことを考えているのか教えてほしいです。

<欠席した危機管理課からの回答>

上越市地域防災計画の災害応急対策計画において、避難所運営の留意点として「男女共同参画の視点に立った避難所運営」と明記しています。

体制整備の取組として、市では避難所開設・運営マニュアルを作成し、災害時の避難所開設に係る手順や役割分担のほか、開設が長期化した際、プライバシールームの設置など避難所内のレイアウトの一例も示しています。また、避難所初動対応職員（市職員）は、男性職員と女性職員のバランスを考慮して選任しています。

これらの内容について自主防災組織（町内会）、施設管理者、避難所初動対応職員（市職員）の三者で認識を共有するため年1回打合せ会議を開催し、有事が発生した際の避難所運営に備えています。

大島委員：中越地震の時実際に避難した人から、自分たちのことを見守って動いてくれているのがみえると元気がでると聞きました。柏崎市では、実際に中越地震の際、見回りの職員を配置した際、「この時間の見回りは男性」「この時間は女性」というように男性と女性の職員の配置時間を決めたことにより、女性が「もう少ししたら女性の職員が来るから悩みを話せる」など勇気づけられたという話があるので、上越市もやってほしいです。

上野委員：資料2-2、2/11 ページ、重点目標（4）、施策の方向②「教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実」のところ、「男女平等教育推進状況アンケート調査の実施」とあるがその目標としては年1回以上の実施、現状と進捗状況を明らかにするとありますが、今年度はどのように実施する予定でしょうか。内容も少し詳しく教えてほしいです。

学校教育課 野田副課長：明確にアンケートの調査の内容等は確定していませんが、今まで男女平等教育に関して「実施したか」、「計画をしたか」というアンケートを取っていましたが、今年度は、内容を精査して詳しいアンケート調査の実施を予定しています。2学期中にはアンケート内容を決定、実施し、フィードバックできるようにしたいと思います。

上野委員：男女平等教育の全体計画に基づいた事業実践とあるが、事業計画が全体計画に基づいて授業を行う、年1回以上男女平等教育を行う、各学校を指導する、とありますが「全体の事業計画に基づいて確実に授業実践を行う」というのは事業計画として適切なのでしょうか。もしかしたら書きぶりのせいなのかもしれませんが、これは「各学校が行う事業計画」ということなのでしょうか、そのあたりが分かりにくいです。また取組内容も「各学校を指導する」となっていますが具体的にどういう場面で指導するのかがもう少し明確に入ると取り組む姿勢が見えるのでいいのかなと思います。それから資料2-2、7/11 ページ、重点目標（3）、審議会の女性登用率の向上のところ、これは事業計画としては全庁での取り組みとなっていますが、他の事業計画を見ると「各課に呼びかける」となっていていかにも男女セ

ンターの取組のような印象を受けます。目標も「向上を図るよう呼びかけし」、これも男女センターが行うように受け止められます。取組内容も「働きかける」なので、男女センターの事業のように受け止められます。それによって先ほども話をしましたが、評価基準があいまいになってしまいます。男女センターの取組であれば、きちんと行っているのであればA評価だろうし、全庁を挙げて各部署が持っている委員会や審議会の女性の参画率をあげていく取組をしなければいけない訳なので、そうなってくると先ほどの目標値に照らした評価ということになってくるのではないのでしょうか。全庁の取組とするならば、各部署がこれに向かって努力しなければいけないこととなります。このあたりの目標や事業内容を検討したほうがいいのではないのでしょうか。取りまとめは男女センターが行うこととすれば評価指標も詳しくなるはずと思います。

学校教育課 野田副課長：主語が明確な方がよいというのは感じました。この資料を作成するに当たり、主体者は誰かを確認しながら書いたのですが、本来であれば学校教育課が主体となって書くべきと思います。事業内容、事業計画が当事者の行為だったり目的によって書かれたりしているところがあり、それをどのように学校教育課として助けていくか、もしくは俯瞰していくかということ考えた結果このように書かざるを得ないと思います。あくまで実践の場で、各園・各学校が確実に取り組み、男女共同参画社会の取組について理解を深めたり、あるいは男女平等教育を推進したりすることが大事なので、それが目標で、そのために学校教育課としてどのように指導していくかというのが大事であると考えています。指導主事の訪問や事業支援訪問も行っているなので、その度に人権教育、同和教育の指導も行っています。その中で、男女共同参画社会の指導を推進していきたいと考えています。またアンケートに基づく指導もしていきたいと考えています。

事務局：表記の方法を検討、見直しをしたいと思います。

会長：今まで発言をしてない委員の方も何かあればお願いします。

川野委員：資料2-2、4/11 ページ、重点目標(2)、施策の方向①の放課後児童クラブのところ、私は共同参画の思想の根本は、共存共栄だと思っています。男子と女子だけでなく、子どもと親、子どもと近所の人たちなどが共存共栄す

るのが男女共同参画だと思います。放課後児童クラブの設備をよくするのも良いのですが、今この時代が変わってきているのは働き方の改革、働き方の量だけでなく質も変えていこうとする動きが出ています。そうするとどこにしわ寄せが来るかというと女性にしわ寄せがいつてしまいます。皆さんは放課後児童クラブを実際に見たことがありますか。私は皆さんには、親が迎えに来た時の子どもの姿を見てほしいです。子どもの表情が全然違います。資本主義が発達してデジタル化して誰もが何も考えなくても一日を過ごせてしまいます。子どもたちも何も考えなくなってしまうのでいじめの問題が出てきます。以前、国府小学校で聞きましたが、命の問題も出てきます。男女共同参画には命の問題が非常に大きいと思います。最初の自己紹介で「男女共同参画が分からない」といったが本当に分からないです。命の問題や人工知能の問題などが今出ていますがそれがこれからどうなるのか。学校教育課の方も知っていると思いますが、昨日の日本経済新聞に「放課後クラブを大改革しなければいけない」という記事が載っていました。これは5年にわたって放課後クラブをよく調べてそれから5年後に結論を出すということが書いてありました。5年後には非常に放課後クラブも変わってきているはずで、私たちがここで審議するのは数字に表れることだけではなく、子どもの精神的なところに我々が責任を持たなければならない、審議委員も役所の人も当然責任を持たなければならないということが出てきます。そのあたりをよく注意して考えてほしいです。精神的なものをもっと充実してやらなければいけないと思います。今一番感じているのは、資本主義が発達し AI が発達し家庭の崩壊を感じています。先ほど、「児童クラブに親が迎えに来た時の子どもの顔を見てほしい」と言いましたが、家庭が崩壊していると思います。今の世の中の幸せとは何か。今の世の中は女性にみんなしわ寄せがいつています。労働者として働きに行かなければいけないとなると、今までどおりの楽しい家庭などないと思います。

学校教育課 野田副課長：ご意見を重く受け止めたいと思います。これからの世の中について、文科省でも2030年をターゲット年とし、教育改革を進めています。同様に、上越市教育委員会もこれからの学校教育について、世の中

の変化に基づいて、当然、子どももその中で幸せになるように生きていく力を育てるために、新学指導要領に基づいて能力を育てるところにあります。家庭の問題については学校教育として、もちろん家庭教育が重要だと思っていますが、まず、家庭環境が大事だと思っています。今は放課後児童クラブの話だけにさせてほしいのですが、現実として両親が共働きをすることによって家庭を良くしようという考えの家庭もあるでしょうし、その他の家庭もあると思います。その中で子育てと共働きを両立すると考えた中で、放課後児童クラブがとても大事と考えています。そういう状況下であっても幸せな家庭を築いてほしいし、当然子どもにも健やかに育てほしいという願いがあります。その中で放課後クラブをいかに充実させるかというところで、今、目標としてあげているのが「施設をより良くすること」なおかつ、そこで放課後クラブを担当している方々に子どもの気持ちを理解したり、あるいはよりよく育てられるように「研修会を実施している」のが実際です。なおこれはご指摘の通り、日々更新していかなければならないもので、社会情勢の変化、家庭の形の変化、さらに放課後クラブの考え方、もしくは対応の仕方も含めて変化していくものだと思いますので、それらをしっかり捉えながらやっていきたいと思っています。

大島委員：男女共同参画社会というのは、「男は仕事で女は家庭」という今までの意識を持っていると、共働き世代がダントツ増えている現代社会の中で「男は仕事」で女は仕事も家事ももしかすると子育ても介護も「女性は家庭」という認識が強いがために女性ばかりに負担が多くなってしまいます。女性は従の立場で過ごしているので意思決定の場になかなか入り込めない、というのを人口減少もはじまり、より持続可能な社会状況を作るために男も女も仕事も家庭も、という意識を醸成していきみんなが地域社会を盛り上げていき、家庭生活も充実した多様な生き方を認めていくようにしていかなければならない時代が、世界から見ても必要だと言われていて、そういうことのもとで男女共同参画社会が必要だと言われていています。だから何も家庭生活をないがしろにするとか、経済状況を先んじているとかそういうことではありません。どちらも男女ともに一緒にやっぺいこうという社会づくり、いままではこうだったけれど、こ

れからはこうだよね、というところでいろいろと意見を言い合っている
のであって、本当に子どもは大事だが子どもの未来を考えるがゆえに
今、この段階に踏み込んでいかないとやっていけないよね、というこ
ろで審議しているのではないかと思います。

川野委員：今の日本の社会は、家庭は完全かそれとも壊れているか、あなたにお聞きし
たいです。私は正直大半の家庭は壊れていると思っています。

大島委員：それは穿った見方でしょう。ひところ昔と見るよりも多様な価値観が育って
います。

川野委員：多様な価値観というのは価値の多様性ということ、つまり価値観がたくさん
あるということでしょう。つまり家庭に関する価値観もたくさんあるとい
うことでしょう。あなたがそう言っているのなら家庭とはどのように
解釈するのか、あなたに聞きたいです。

大島委員：幸せも人それぞれ、人によって感じ方は違うはずですが。それを今話し始め
ると時間がありません。

会 長：時間も迫っていますが他にありませんか。

中島委員：資料2-2、5/11 ページ、重点目標(3)、施策の方向①のリプロダクティブ・
ヘルス/ライツのところ、男女センターと学校教育課が担当課となってい
ますが、実施計画のところに「男女のからだのつくり」や「二次性徴の発
現と特徴」などと記載されていますが、リプロはそもそも生きるとか生ま
れる、性の尊厳などが入らないといけないと思います。男女の違いとい
うより命の尊厳を入れたほうが良いように思います。

学校教育課 野田副課長：今の意見を聞いて、その通りだと思います。これは保健体育
科で、性差や体の仕組みを学習することをここであげています。命の尊厳な
どは当然学校教育では一番重要であり、全ての教科で生きる意味や目的も
含めて、考えなければならないことだと思います。十分にそれを踏まえて、
この中に入れて計画を立てていきたいと思っています。

(4) その他

会 長：その他について、事務局から何かありますか。

事務局：特にありません。

会長：皆様から特になければこれで議事を終了します。進行を事務局へお返しします。

渡邊課長：円滑な進行ありがとうございました。次回は11月下旬を予定しています、また日程調整をします。ありがとうございました。

9 問合せ先

自治・市民環境部共生まちづくり課 男女共同参画推進センター

TEL：025-527-3624

E-mail：d-sankaku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。